**◆◆◆登録票書換え交付申請（販売業）について◆◆◆**

* 申請から登録証書き換え交付までの標準的事務処理期間：10日
* 申請手数料：2,400円
* 提出部数：1部（写しを取って、控えを保管してください。）

**１．登録票書換え交付申請について**

登録票の記載事項に変更があった場合には、次の書類を添えて書換え交付申請を行うことができます。ただし、営業所、店舗の移転に伴う所在地変更及び営業者の変更の場合は新規の登録申請が必要です。

**１－１　登録票書換え交付申請に必用な書類**

①登録票書換え交付申請書（規則第１１条の２別記第１２号様式）

②登録票　(原本)

③変更事項を証する書類

**１－２　登録票書換え交付申請書の記載上の留意点**

（１）登録番号及び登録年月日は、登録票と照合し正確に記載すること。

　　　登録年月日は、登録票に記載されている有効期間の開始年月日であること。

（２）製造所(営業所、店舗、研究所)の所在地及び名称欄には、変更後の所在地及び名称を記載すること。

（３）変更内容の事項欄には、変更があった住所(法人にあっては本社住所)、氏名(法人にあってはその名称)、所在地の住居表示、製造所(営業所、店舗、研究所)の名称を具体的に記載すること。

（４）変更年月日は、現に変更があった日を記載すること。

（５）申請年月日は、提出日を記載すること。

（６）住所及び氏名は、変更後の住所及び名称を記載すること。

（７）押印が無い場合には、必要に応じ本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明、国家資格の証明書等）の提示を求めることがあります。

**１－３　変更事項を証する書類の種類**

（１）氏名変更の場合には、戸籍謄本若しくは抄本。

（２）法人の名称又は主たる事務所の所在地の変更の場合には、登記事項証明書。

（３）住居表示変更の場合には、市区町村長が発行する住居表示変更証明書。

別記第１２条様式（第１１条の２関係）

登録票書換え交付申請書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 登録(許可)番号及び  登録(許可)年月日 | | |  | | | |
| 製造所(営業所、店舗、  主たる研究所)の  所在地及び名称 | | |  | | | |
| 変更内容 | 事項 | | 変更前 | | | 変更後 |
|  | |  | | |  |
| 変更年月日 | | |  | | | |
| 備考 | | |  | | | |
| 上記により、 | | 毒物劇物 | | 一般販売業  農業用品目販売業  特定品目販売業 | 登録票 | の書換え交付を申請します。 |

　　　　年　　　　月　　　　日

住所

氏名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 豊中市長　殿 |  | 連絡先　TEL  　　　　担当者 |